

インボイス制度の8割控除の見直し

- ① 免税事業者等からの仕入れについて、インボイス制度実施後6年間は8割または5割の控除の特例が認められているが、小規模な国内事業者への配慮としてさらなる激変緩和を図る観点から、**適用期限が2年延長**され、**控除可能割合が緩和**される。
 - ② 外国法人グループが8割控除を悪用している事例などへの租税回避防止を図る観点から、一の免税事業者等ごとの仕入れに係る年間適用上限額が**1億円**(改正前:10億円)に引き下げられる。
- 【適用時期】②は**令和8年10月1日以後**に開始する課税期間

<改正の内容>

